

モバイルファーマシー運用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人広島県薬剤師会（以下「本会」という。）が所有するモバイルファーマシーを運用する上で必要となる事項を定めるものである。

(運用の優先順位)

第2条 モバイルファーマシーは、災害等による支援出動を最優先に運用する。

2 前項の出動に支障がない場合には、貸し出すことができる。

(貸出の要件)

第3条 モバイルファーマシーの貸し出すことができる団体（以下「申請者」という。）は、本会が承認した地域・職域薬剤師会とする。

2 医薬品の適正使用に関する教育・研修、県や市町村が実施する防災訓練への参画など、薬剤師の職能や薬剤師会の活動のPRに資する各種の行事に取り組む団体に対し、

3 モバイルファーマシーを運転する者（以下「運転者」という。）は、原則として普通自動車の運転免許取得後5年以上を経過し、一定以上の運転技術を持った者でなければならない。

(使用許可申請)

第4条 申請者は、貸し出しを受けようとする日の7日前までにモバイルファーマシー使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を当会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 会長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、すみやかにこれを審査し、使用を許可するときは、モバイルファーマシー使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(使用料等)

第6条 モバイルファーマシーの使用料は無料とする。ただし、使用に要した燃料代は実費とする。

(返還責任)

第7条 申請者は、モバイルファーマシーを貸出期間満了時まで所定の場所において当会に返還しなければならない。

2 申請者は、天災その他の不可抗力により貸出期間満了時までモバイルファーマシーを返還できないときは、速やかに本会に連絡し、本会の指示に従わなければならない。

3 申請者は、通常の使用による劣化・摩耗を除き、貸出時の状態で返還するものとする。

(使用報告書)

第8条 申請者は、使用後速やかにモバイルファーマシー使用報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）を会長に提出しなければならない。

(使用許可の取消し)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、モバイルファーマシーの使用許可を取り消すことができる。

- (1) 災害発生等の事由により、モバイルファーマシーを出動させる必要が生じたとき
- (2) モバイルファーマシーを第1条の趣旨に反して使用したとき
- (3) モバイルファーマシーを当会に無断で転貸したとき
- (4) この規約の規定による提出書類に虚偽があったとき
- (5) 道路交通法その他の関係法令に違反したとき
- (6) この規約又は使用許可に際して付した条件に違反したとき
- (7) その他会長が特に必要と認めるとき

(故障)

第10条 申請者及び運転者は、使用中にモバイルファーマシーの異常又は故障を発見したときは、直ちに使用を中止するとともに、当会に連絡し、当会の指示に従うものとする。

(事故)

第11条 申請者及び運転者は、運転中にモバイルファーマシーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 負傷者がある場合には、直ちに救命措置を講ずること。
- (2) 直ちに警察に通報し、警察官の指示に従うこと。
- (3) 事故の状況を当会に報告し、当会の指示に従うこと。
- (4) 事故に関し、当会及び当会が契約している保険会社の調査に協力し、当会及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
- (5)

事故に関し、相手方と示談その他の合意をするときは、予め当会の承諾を受けること。

2 申請者又は運転者は、前項のほか、自らの責任において事故の処理・解決を図るものとする。

3 当会は、申請者又は運転者による事故の処理について必要な助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

(盗難)

第12条 申請者又は運転者は、使用中にモバイルファーマシーの盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害の状況を当会に報告し、当会の指示に従うこと。

- (3) 盗難・被害に関し、当会及び当会が契約している保険会社の調査に協力し、当会及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(賠償責任)

第 13 条 モバイルファーマシーを毀損若しくは汚損した場合又はモバイルファーマシーの使用により第三者に損害を与えたときは、申請者又は運転者が原状回復又は損害賠償の費用を負担しなければならない。

2 モバイルファーマシーの貸出中の事故等により、当会が第三者から損害賠償等を請求された場合には、損害賠償その他一切の費用は申請者又は運転者が負担しなければならない。

3 前各号の規定にかかわらず、モバイルファーマシーに関して当会が契約している保険の適用があるときは、その範囲内に限り賠償責任を免除する。

(雑則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、必要事項については会長が決定するものとする。

(制定及び改廃)

第 15 条 この規則の制定及び改廃は、当会常務理事会の決議を経て行う。

附則

この規約は、平成 29 年 4 月 20 日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

公益社団法人
 広島県薬剤師会会長 様

モバイルファーマシー使用許可申請書

モバイルファーマシーの使用をご許可いただきたく、下記のとおり申請いたします。

所属団体		代表者氏名	⑩
使用期間	平成 年 月 日 () 時から	平成 年 月 日 () 時まで	
主に運転する者	1. 運転免許証の番号 携帯番号:		
	2. 運転免許証の番号 携帯番号:		
使用目的			
イベント名 開催日	名: 平成 年 月 日 () ~ 月 日 ()		
開催場所 行き先			
備考	・使用許可書の送付先をご記入してください。 ・運転手以外に担当者がいる場合は、名前、連絡先をご記入してください。		

- (注) 1. 申請者以外の者に運転させてはならない。
 2. 飲酒運転は絶対にしてはならない。
 3. 交通法規を遵守し安全運転を心がけること。

以下、当会記入

会長	事務局長	受付職員

1. 貸し出し可
2. 貸し出し不可 (理由:)

様式第2号

平成 年 月 日

申請者（地域・職域薬剤師会の名称）

代表者（会長） 様

公益社団法人広島県薬剤師会
会長 豊見雅文

モバイルファーマシー使用許可書

平成 年 月 日付けで申請のあったモバイルファーマシー使用許可申請については、下記のとおり許可します。

記

イベント名	
使用期間	平成 年 月 日（ ） 時から 平成 年 月 日（ ） 時まで
運転者の氏名	

- (注) 1. 申請者以外の者に運転させてはならない。
2. 飲酒運転は絶対にしてはならない。
3. 交通法規を遵守し安全運転を心がけること。

様式第3号

モバイルファーマシー使用報告書

モバイルファーマシーの使用につきまして、下記のとおり報告いたします。

平成 年 月 日

借用時

車の鍵を渡した者 (職員)	当会記入欄
車の鍵を受け取った者	

返却時

車の鍵を返却した者	
車の鍵を受け取った者 (職員)	当会記入欄

車両の確認

内装品の故障の有無	有 ・ 無 (有りの場合具体的に記載してください)		
車体のキズなど	有 ・ 無 (有りの場合具体的に記載してください)		
走行距離	ODO メーター	出 発	km
		到 着	km
		走行距離	km
ガソリンメータ	およそのところに印を付けてください)		
	出発時		到着時